

川崎市児童福祉施設等の団体補助金交付要綱

平成16年4月1日

16川健児第472号

局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉施設等で組織する団体に対し、予算の範囲内において運営費の一部を補助することについて必要な事項を定めることにより、団体の円滑・活発な活動を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることのできる団体は、別表に定める団体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、別表に定めるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、川崎市児童福祉施設等の団体補助金交付申請書(第1号様式)を市長宛て提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、第4条に規定する交付申請があったときは、その内容について審査し、補助金交付の可否及び補助金額を決定し、川崎市児童福祉施設等の団体補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請を行った団体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 この補助金の交付を受けた団体は、事業が完了したとき(事業の中止又は廃止の場合を含む。)は、その日から起算して30日以内に川崎市児童福祉施設等の団体補助金実績報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は前条の実績報告を受けたときは、内容を精査し交付条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市児童福祉施設等の団体補助金確定通知書(第4号様式)により、補助金交付団体に通知するものとする。ただし、補助金交付決定時と確定した交付すべき補助金の額が同額の場合は、省略できるものとする。

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、

かつ当該収入及び支出についての証拠書類を5年間整備保管しておかなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほかは、必要によりこども未来局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第2条、第3条関係）

団体名	補助対象経費	補助額
神奈川県児童福祉施設職員研究会	施設職員による研修会開催及び調査研究に係る経費	当該年度予算額を上限とする額
神奈川県児童福祉文化体育協会	児童福祉施設入所児童の文化・体育活動の振興に係る経費	
神奈川県社会福祉協議会（児童福祉施設協議会及び母子生活支援施設協議会）	母と子のつどい実施に係る経費	
川崎市里親会（あゆみの会）	川崎市里親会（あゆみの会）の運営に係る経費	